

「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業実施要領

平成18年4月1日
土木部 河川課
土木部 港湾課

第1 事業の目的

「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業（以下「支援事業」という。）は、河川や海岸（以下「河川等」という。）における草刈りや清掃等の美化活動に取り組む団体及び個人に対し、活動に必要な資機材の提供などの支援を行うことにより河川等の愛護活動の普及及び環境等の保全を図ることを目的とする。

第2 実施窓口

西臼杵支庁、各土木事務所及び各港湾事務所（以下「土木事務所等」という。）とする。

第3 事業の対象

- 1 支援事業の対象は、河川等の美化活動に取り組む団体及び個人（以下「支援団体等」という。）で、活動の計画が明確になっているものとする。
- 2 土木事務所等の長は、支援団体等より支援の要請があったときは、支援申込書（別記様式1）を提出させるものとする。

第4 支援事業の内容

土木事務所等の長は支援団体等に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）河川等の美化活動に必要な資材等の貸出・支給
- （2）活動参加者を対象とした傷害保険への加入
- （3）廃棄物や草木等の処分の支援

第5 支援事業の事前打ち合わせ

土木事務所等の長は、支援事業が円滑に進捗し、かつ十分な成果が得られるよう支援団体等の代表者と事前に十分な打ち合わせを行うものとする。

第6 事故の防止等

- 1 土木事務所等は、事故の防止について万全を期すよう支援団体等を指導するとともに、事故発生の場合は、支援団体等から事故発生報告書（別記様式2）により報告させるものとする。
- 2 土木事務所等の長は、上記の事故発生の報告を受けた場合は、所管課に報告するものとする。この場合において、所管課は、ボランティア傷害保険の適用に関して所要の手続きをとるものとする。

第7 活動実績の報告

土木事務所等の長は、支援団体より当該年度の活動についての実績報告書（別記様式3）を提出させ、翌年度の4月10日までに所管課に報告するものとする。

第8 活動の推進等

土木事務所等の長は、河川等の美化活動について、当該活動地域の存する市町村と連携してより一層の活動の推進を図るほか、当該事業の普及に積極的に取り組むものとする。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式 1

「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業申込書

事務所名 ()

団 体 名				
代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名		(住 所) (氏 名)		
団 体 構 成 員 数		人	設 立 年 月 日	
団 体 の 概 要				
愛 護 活 動 の 内 容	活 動 の 場 所			
	活 動 の 内 容			
	活 動 予 定 者 数	人	(人)
	活 動 時 期 及 び 頻 度			
	必 要 な 支 援 内 容			

※ 草刈機を使用した活動を行う団体においては、活動予定者数の欄に草刈機を使用する人の見込み数をカッコ書きで記入すること。

「ふるさとの川・海」愛護ボランティア支援事業実績報告書

事務所名 ()

団 体 名		
代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名		(住 所) (氏 名)
美 化 活 動 実 績 の 内 容	活 動 の 場 所	
	活 動 実 施 日	
	活 動 延 べ 人 数	
	活 動 の 内 容	
	受 け た 支 援 内 容	
	今 後 の 活 動 見 込	

※ 実績報告書には、活動状況が分かる資料等（写真等）を添付すること。